

一宮市市民活動支援センターの設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 さまざまな分野で活躍する市民活動団体を支援するとともに、市民活動に対する市民の理解及び関心を高め、市民活動の活性化及び促進を図る業務を行うため、総合政策部市民協働課内に、一宮市市民活動支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 一宮市自治基本条例（平成22年条例第22号）第3条第1号に規定する市民をいう。
- (2) 市民活動 市民による自主的かつ営利を目的としない社会貢献的な活動であつて、その活動が次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としない活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない活動
 - エ 公共の利益を害する行為をするおそれのない活動

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 一宮市市民活動支援センター

位置 一宮市栄3丁目1番2号 尾張一宮駅前ビル3階

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民活動の推進・啓発に関すること。
- (2) 市民活動の支援に関すること。
- (3) 市民活動の情報収集・提供に関すること。
- (4) 市民活動の相談に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。

(業務の委託)

第5条 市長は、センターの業務のうち、その全部又は一部について適切な運営が確保できると認められる者に委託することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、日曜

日及び土曜日と重なる日を除く。

(3) 8月12日から15日までの日

(4) 12月28日から翌年の1月4日までの日

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(利用資格等)

第8条 センターの会議室、ロッカー、メールボックス及び貸事務室（以下「貸出施設」という。）及び作業室を利用することができる者は、市内で市民活動を行っている団体として、あらかじめ次条で定める方法により届け出て、その登録を受けた者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(利用登録)

第9条 前条の規定により、登録を受けようとする者は、一宮市が運営する「いちのみや市民活動情報サイト」（以下「情報サイト」という。）により、必要事項を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出が、第2条第2号で定める市民活動を行っている者としての要件に適合すると認めたときは、団体の登録を行うものとする。
- 3 前項の規定により登録を受けた者（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があった場合は、速やかに情報サイトにより届け出なければならない。
- 4 登録団体は、第2条第2号で定める市民活動を行わなくなったとき又は登録を取り消すときは、遅滞なく市長に申し出なければならない。
- 5 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 解散又は活動の休止をしたとき。

(2) 登録内容に虚偽の事項があったとき。

(3) 市民活動を著しく逸脱した行為を行ったとき。

(利用の制限)

第10条 市長は、貸出施設及び作業室の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、又は禁止することができる。

(1) 施設又は付属設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とするとき、又は特定の営利事業を援助すると認められるとき。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員となっている団体と認められるとき。

(5) 暴力団又は暴力団員と緊密な関係を有している団体と認められるとき。

(6) 犯罪行為又は犯罪をたたえ、あおり、そそのかす等、反社会的な行為を助長するおそれがある活動をしている団体と認められるとき。

- (7) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団又は暴力団員が役員となっている団体若しくは暴力団又は暴力団員と緊密な関係を有する団体であると判明したとき。
- (8) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (9) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき、又は市長がその利用を不適當と認めるとき。

(利用申込)

第11条 貸出施設を利用する者は、一宮市市民活動支援センター利用申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込は、公募による場合を除き、利用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日から受付けるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業に使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

3 市長は、貸出施設の利用を認めたときは、申込書に受付事項を記載し、その写し（以下「申込書控え」という。）を申込者に交付する。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

4 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の申込内容に条件を付すことができる。

5 利用する順位は、申込の前後によるものとする。

(申込内容の変更)

第12条 貸出施設の利用を認められた者（以下「貸出施設利用者」という。）は、申込書に記載された内容を変更しようとするときは、申込書控えの交付を受けた者にあつては、当該申込書控えを市長に提出し、その変更の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込内容の変更を承認したときは、申込書にある内容を修正し、その写しを貸出施設利用者に交付する。

(利用の取り止め)

第13条 貸出施設利用者は、申込書に記載された利用を取り止めるときは、遅滞なく申し出なければならない。

(申込書控えの所持等)

第14条 貸出施設利用者は、利用の際、申込書控えの交付を受けた者にあつては、当該申込書控えを所持し、係員の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(利用後の点検等)

第15条 貸出施設利用者は、貸出施設の利用が終わったときは、その旨を申し出て、係員の点検を受けなければならない。

2 貸出施設利用者は、貸出施設を汚損し、若しくは損傷したとき又は事故が発生したときは、直ちにその旨を係員に申し出なければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第16条 貸出施設利用者は、申し込んだ目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第17条 市長は、貸出施設利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、利用を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は申込書に付された条件を変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 承認に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により承認されたとき。

2 前項の規定による利用の取消し等により、貸出施設利用者に損害が生じた場合においても市は、その責めを負わないものとする。

(利用期間)

第18条 ロッカー、メールボックス及び貸事務室（以下「ロッカー等」という。）を利用することができる期間は、利用を開始する日から当該年度の末日までとする。

(公募等)

第19条 ロッカー等の利用は、登録団体から公募を行うものとする。

2 前項の規定によるロッカー等の利用者の公募及び決定の方法、時期その他必要な事項は、市長が別に定める。

(利用料金)

第20条 センターに設置する事務機器を使用して印刷を行う者並びにロッカー等を利用する者は、次に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の利用料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- (1) 複写機及びパーソナルコンピューターによるモノクロ印刷に要する費用
1枚につき10円
- (2) 大判プリンターによる印刷に要する費用
定型サイズ

B0	(1456 mm × 1030 mm)	2,000 円
B1	(1030 mm × 728 mm)	1,300 円
B2	(728 mm × 515 mm)	900 円
B3	(515 mm × 364 mm)	700 円
A0	(1189 mm × 841 mm)	1,500 円
A1	(841 mm × 594 mm)	1,000 円
A2	(594 mm × 420 mm)	800 円

長尺印刷

B0ロール紙（高さ1030mm）	基本使用料500円と1mにつき700円
B2ロール紙（高さ 515mm）	基本使用料500円と1mにつき400円
A0ロール紙（高さ 841mm）	基本使用料500円と1mにつき600円
A2ロール紙（高さ 420mm）	基本使用料500円と1mにつき300円

- (3) 印刷機による印刷に要する費用

1 製版につき40円、印刷50枚につき10円とする。この場合において、印刷に使用する用紙は、印刷を行う者が持ち込むこととする。

(4) ロッカー、メールボックス

ロッカー 1個につき年額2,400円、メールボックス 1個につき年額1,200円とする。ただし、年度の中途から利用する場合は、利用を希望する日の属する月から当該年度末日の属する月までの月数に、ロッカーについては200円を、メールボックスについては100円をそれぞれ乗じた額とする。

(5) 貸事務室

貸事務室 1 月額8,000円、貸事務室 2 月額8,000円、貸事務室 3 月額11,000円

2 前項の規定による利用料金は、使用又は利用の許可の際に納付する。ただし、第5号について使用期間が6月以上である場合は、この限りでない。

(利用料金の還付)

第21条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入館を拒み又は退館を命ずることができる。

- (1) めいてい者その他他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品、動物等を携行する者
- (3) 営業行為をし、又は市長の許可なくして、はり紙をし、チラシ等を配布し、金品の募集を行い、若しくは広告を行う者
- (4) この要綱に違反した者
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認められる者

(入館者の遵守事項)

第23条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) センター内での喫煙や火気を使用しないこと。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (5) 許可を受けないでセンター内において物品等を販売し、若しくは提供し、又は金品の募集等の行為をしないこと。
- (6) 許可を受けないで飲食をしないこと。
- (7) 係員の指示に従うこと。

(帳票)

第24条 この要綱の施行に関し必要な帳票の名称及び様式は、市長が別に定める。

(損害賠償)

第25条 利用者は、故意又は過失により施設、付属設備等を破損、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 24 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 24 日から施行し、改正後の一宮市市民活動支援センター設置及び運営要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行し、改正後の一宮市市民活動支援センターの設置及び運営に関する要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から施行し、改正後の一宮市市民活動支援センターの設置及び運営に関する要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。